○○設計共同体協定書

（目　的）

第１条　当設計共同体は、次の業務（以下「本件業務」という。）を共同連帯して行うことを目的とする。

　一　練馬区が発注する練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計業務委託（当該設計業務内容の

　　変更に伴う業務も含む。）

　二　前号に附帯する業務

（名　称）

第２条　当設計共同体は、　　　　　　　　　　　　　　　設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同体は、令和　年　月　日に成立し、本件業務の委託契約の履行後、３か月を経過するまでの間は存続し、解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

３　当共同体が練馬区との間で本件業務について契約できなかった場合には、練馬区が本件業務について他者と契約を締結した日に解散する。

（構成員の所在地および名称）

第５条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。

　　所在地

　　名称

　　所在地

　　名称

　　所在地

　　名称

（代表者の名称）

第６条　当共同体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同体の代表者は、本件業務の履行に関し、当共同体を代表して、その権限を行使するこ

　とを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及

　び部分払金含む）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

1. 当共同体の各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、本件業務について発注者と

　契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　○○○○○（会社名）　○○％

　　　○○○○○（会社名）　○○％

　　　○○○○○（会社名）　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものと

　する。

（運営委員会）

第９条　当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本件業務の履行に当たるものとする。

２　運営委員会規定は別に定めるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、本件業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当共同体の取引金融機関は、　　　　　銀行　　　　　支店とし、設計共同体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当共同体は、設計業務完了の都度、当該設計業務について決算するものとする。

（利益金の配当）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を

　配当するものとする。

（欠損金の負担）

第14条　決算の結果欠損金が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金

　を負担するものとする。

（構成員相互間の責任分担）

第15条　構成員がその分担業務に関し、練馬区、第三者又は他の構成員に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第16条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第17条　構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ当共同体が本件業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち本件業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存構成員が共同連帯して本件業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合においては、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが本件業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（解散後の追完責任）

第19条　当共同体が解散した後においても、当該設計業務の契約内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（実施設計業務の受託）

第20条　本件業務に伴う実施設計業務について当共同体が受託することになった場合は、この協定書に定める構成員および構成員の出資の割合について、引き続き継続するものとする。

（協定書の定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ほか　　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

所在地

名　称

代表者

所在地

名　称

代表者

所在地

名　称

代表者